

琵琶湖・淀川流域連携促進動画制作業務 委託仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

琵琶湖・淀川流域連携促進動画制作業務

(2) 業務目的

琵琶湖・淀川流域の水に関わる諸課題を解決するためには、様々な主体が広域的・分野横断的に連携・協力する必要がある。大阪・関西万博会場等での動画放映により、多くの方に、流域の現状と課題等について知ってもらうとともに、「水でつながっていること」「流域は一体であること」を認識してもらい、ひいては、貴重な水を守るために、互いに協力し合う気持ちを醸成する。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 業務の内容

- ・ 琵琶湖・淀川流域の現状や歴史的な変遷、将来に向けた課題等について理解し、流域における様々な水のつながりや流域の一体性を感じることでできる動画（5分程度×1本）を作成すること。
- ・ 万博の来場者が視聴対象者となることから、子どもや外国人にも分かりやすい内容とすること。
- ・ 制作した動画を基に、簡易版の動画（1分程度×1本）を作成すること。

(1) 動画の企画

ア 下記の動画構成（案）を踏まえて、シナリオを作成すること。

イ シナリオ作成過程において、動画構成や演出を変更及び追加等する場合は、委託者と協議をすること。

【動画構成（案）】

① 琵琶湖・淀川流域の紹介

- ⇒ 流域の基本情報
- ⇒ 歴史的な変遷
- ⇒ 水に関わる資源・文化・景観・産業
- ⇒ 流域における水源林 など

② 琵琶湖・淀川流域における課題

- ⇒ 気候変動・担い手減少等により水資源が減少するシミュレーション
- ⇒ 水資源の減少に伴う様々な影響 など

③ 琵琶湖・淀川流域の“いのち輝く未来”に向けて

- ⇒ 森林整備により水資源が確保できるシミュレーション（想定）
- ⇒ 地域の取組により様々な問題を乗り越えてきた経験 など

④ 流域連携を促すメッセージ

- ⇒ 「あらゆる生き物のいのちが輝くためには“水”が不可欠」
- ⇒ 「流域は水でつながり一体」
- ⇒ 「一人ひとりが流域全体のことを思い、水を大切に」 など

(2) 撮影及び動画の編集

- ア 動画制作に必要な素材の撮影を行うこと。
- イ 適宜、ナレーションや字幕、BGM、効果音、アニメーション等を加え、動画を編集すること。
- ウ 日本語字幕・英語字幕は必須とする。
- エ ナレーションは日本語とする。

(3) 留意事項

- ア 視覚や聴覚による情報が得にくい人にも内容が伝わる動画にすること。
- イ 流域6府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び三重県）の水にまつわる風景や資源等を偏りなく紹介すること。
- ウ 水資源等に関するシミュレーションデータは委託者より提供する。
- エ 英語字幕（日本語字幕の翻訳文）は委託者より提供する。
- オ 100インチ以上の画面に映し出すことを想定して制作すること。
- カ 必要に応じて、「琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会報告書」（p2～p25）
[（https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/biyodo/764.html）](https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/biyodo/764.html) 及び
「琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会水源保全部会報告書」（p14～p27）
[（https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/biyodo/4881.html）](https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/biyodo/4881.html) を参照すること。

3 仕様

- (1) 規格：フルカラー（4K対応）
- (2) アスペクト比：16対9
- (3) DVD、ブルーレイ、ウェブサイトやSNS、デジタルサイネージで再生可能なファイル形式とすること。

4 成果物

- (1) 映像完パケデータ、映像白マザーデータ、撮影素材一式
- (2) ウェブアップロード用データ（MPEG-4形式）一式
- (3) DVD-Video形式10枚（関西広域連合本部事務局1枚、流域7府県市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、京都市、大阪市）及び三重県各1枚、予備1枚）

5 納品

- (1) 納期：令和7年3月21日（金）
- (2) 納品場所：関西広域連合本部事務局地方分権課

6 運営管理

- (1) 受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、委託者への状況報告等）を徹底すること。

- (2) 運営管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つだけでなく、適切な課題解決策や方法等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実に事業を推進できる能力を有すること。
- (3) 本業務に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、委託者の承認を得たうえで、これを実施すること。

7 留意事項

- (1) 本事業で撮影した素材を含む成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (2) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (3) 委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。また、出演者及び視聴者等の個人情報の取り扱いについては契約書による。
- (6) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行うこと。
- (7) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス等に感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること